

香川県条例第28号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年香川県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第6条 略</p>			<p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第6条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった傷病、障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった傷病、障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。この場合において、第16条中「第45条」とあるのは、「第39条の2、第45条」とする。</p>		
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この条において「一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金及び一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金を含む。以下こ	<u>0.88</u>	傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この条において「一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金及び一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金を含む。以下こ	<u>0.86</u>

	の条において同じ。)	
	略	
略		

- 2 略
- 3 略

厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.88
略	

- 4 略

	の条において同じ。)	
	略	
略		

- 2 略
- 3 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
略	

- 4 略

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第6条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。